

石川町総合教育会議設置要綱

平成27年 3 月31日

要綱第20号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその相互連携を図り効果的な教育行政の推進に資するため、石川町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 石川町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 石川町教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成しこれを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の総括は総務課が行い、総合教育会議の運営は教育委員会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。